

福井県ヤングケアラー支援事業(嶺南拠点)業務委託募集要領

1 目的

県のヤングケアラー実態調査報告書によると、ケアについて相談した経験が無いという回答の割合が高い（中学2年61.8%、高校2年58.1%）一方、話を聞いて欲しい、相談に乗ってほしいという回答が一定数ある（中学2年 17.6%、高校2年16.1%）ため、当事者同士が悩みや経験を共有する機会等を設けるとともに、生活や進学等に関する相談支援を行う。

また、こども若者育成推進法の改正により、ヤングケアラーの定義や自治体の役割が明確化されたことを踏まえ、都道府県の役割である18歳以上のヤングケアラーの支援を強化し、ヤングケアラーに寄り添った社会を構築していく。

2 委託業務名

福井県ヤングケアラー支援事業(嶺南拠点)業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする

4 委託金額上限

金 6,490,641 円

5 業務内容等

別紙1「福井県ヤングケアラー支援事業(嶺南拠点)業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

6 参加資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。共同事業体による申請の場合、すべての構成員が次に掲げる要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
- イ 参加資格認定の日において、福井県の競争入札参加資格を有する者である場合、現に指名停止措置を受けている者でないこと
- ウ 参加資格認定の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- エ 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること
- オ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること
 - ①役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - ②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

③役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

④役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

⑤役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと

キ 福井県ヤングケアラー支援事業(嶺南拠点)業務プロポーザル審査会(以下「審査会」)前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと

ク 福井県から訴えを提起されていないこと

ケ 過去2年間に当該事業(今回、提案を求める事業)と同種または類似業務を履行した実績を有すること。

コ 県内に事業所を有すること。

サ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

7 質問および回答

本業務に関する質問は、質問書(様式第1号)により、令和8年3月2日(月)17時までに福井県児童家庭課家庭福祉グループ宛て、電子メールにて提出すること。

E-mail : jidou@pref.fukui.lg.jp

質問に対する回答は、令和8年3月4日(水)までに、電子メールにより回答する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

8 参加表明書の提出

企画提案に参加する者は、次により参加表明書(様式第2号)を提出すること。

①提出期限	令和8年3月9日(月)17時まで(必着)
②提出方法	持参の場合は、土・日を除く9時~17時に持参すること 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること
③提出先	15 問合せ、書類提出先に同じ
④提出書類	ア 参加表明書(様式第2号) イ 企画提案参加者の概要、事業内容等が分かる書類(様式任意) ウ 直近の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し エ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 オ 法人の登記事項証明書または登記簿謄本、団体の規約 カ 提案を求める業務と同種または類似業務を履行した実績(様式第3号)
⑤提出部数	1部

9 応募資格審査の結果通知

上記8により参加表明書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年3月10日(火)までに電子メール等で通知する。

通知受領後、参加を辞退する場合は、辞退届(様式第4号)に必要事項を記載し、提出先まで持参または郵送すること。

10 企画提案書の提出

応募資格要件を満たした者は、次により企画提案書類を提出するものとする。

①提出期間	令和8年3月24日(火)17時必着
②提出方法	持参の場合は、土・日を除く9時～17時に持参すること 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること
③提出先	15 問合せ、書類提出先に同じ
④提出書類	企画提案書(様式任意) ※企画提案書の記載内容は、企画提案書記載項目(別紙2)を参照すること。
⑤提出部数	8部(紙ベースで提出)
⑥その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない

11 委託先候補者の選定等

(1) 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、企画提案者によるプレゼンテーションを実施し、審査会において審査する。

(2) 審査方法

審査会では、審査基準に基づき、企画提案内容について公正な審査を行う。審査会での審査において、最も評価が高かった提案者を委託先候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

12 契約の締結

県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結をしないまたは取り消す場合がある。

- ① 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化等により事業の履行が確認できない恐れがあるとき
- ③ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

13 再委託

本委託業務のすべてを再委託することはできない。ただし、必要に応じて一部を再委託する場合、福井県に協議の上、その承諾を得ること。

14 その他の留意事項

- (1)プロポーザルによる業者決定の効果は、令和8年度予算発効時において生じる。
- (2)手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (3)企画提案書の作成および提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4)企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書を無効とする。
- (5)提出された全ての書類は、プロポーザル終了後も返却しない。提出された全ての書類は、福井県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書となるため、法人に関する情報(いわゆる企業秘密等)に該当する場合は、その旨明記すること。

(6)契約保証金について

契約保証金は、見積金額の100分の10以上とする。ただし、福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合は免除とする。契約書は2通作成し、双方が各1通を保有する。

15 問合せ、書類提出先

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部児童家庭課家庭福祉グループ(担当 松本)

電話 : 0776-20-0343

FAX : 0776-20-0640

電子メール : jidou@pref.fukui.lg.jp